

島本町教育委員会 会議録（平成30年第13回 定例会）

日 時	平成30年12月20日（木） 午前9時30分～午前9時50分
場 所	島本町役場 地階 第五会議室
出 席 者	持田教育長、高岡委員、藤田委員、西山委員、森田委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長兼子育て支援課長 （教育総務課）島本主査、中谷 （教育推進課）川口課長、佐々木参事 （子育て支援課） （生涯学習課）南田課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第43号議案 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について 第44号議案 島本町文化財保護審議会委員の委嘱について 第11号報告 平成30年度冬季休業日中における児童生徒の指導について
議 決 事 項	第43号議案、第44号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

ただいまの出席者は5名で、全員出席であります。

よって平成30年第13回教育委員会定例会を開会いたします。
お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、西山委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西山委員に決定いたしました。

よろしくお願いいいたします。それでは、第43号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長

それでは、第43号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」ご審議お願いいいたします。まず、第43号議案参考資料をご覧ください。子ども・子育て会議委員は、本町における子ども・子育て支援の総合的、計画的な推進に当たりまして、必要な事項や進捗状況等について調査や審議いただくほか、保育所の認可に当たっての意見を述べていただくために、平成25年度に設置いたしました会議でございます。会議の10人の委員ですが、学識経験を有する者、子どもの保護者、事業主・労働者を代表する者ということで、それぞれの区分からお願いしており、表の3に関しまして、学識経験の中で、特に民生委員児童委員協議会に対しまして、推薦依頼を例年行っております。表の一番下にありますとおり、前任の鍛治恵里氏につきましては、11月30日付けで主任児童委員を退任なさっておりますので、子ども・子育て会議の任期である本年度末まで、その後任をお願いしたところ、民生委員児童委員協議会から、別の主任児童委員の中野寿子氏の推薦を受けたため、今回、残任期間である3月末までお願いすることとなりました。中野寿子氏は、これまでガールスカウト活動や自然塾で活動され、平成20年から22年にかけては、島本町立第一幼稚園におきまして臨時講師をされています。その他、児童に特化して活動する主任児童委員ということで、主に第三小学校校区を担当され、日常的に我々も意見交換、連携などを取りながら、子育てに関しまして尽力いただいている方でご

ございますので、今回、年度末に向けて委員として委嘱のお願いをするものでございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。第44号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第44号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。「島本町文化財保護審議会委員名簿(案)」でございます。現在委嘱しております各委員につきましては、平成30年12月19日をもって、任期満了を迎えたことから、改めて委嘱を行うものでございます。任期は、平成31年1月1日から平成32年12月31日までの2年間となっております。委嘱候補者につきましては、いずれも再任となるものでございます。以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

文化財保護審議会ですが、仕事内容、具体的にどういった感じで運営されているのか説明をお願いします。

生涯学習課長

職務内容といたしましては、町指定文化財の指定に当たりまして事務局からの諮問に対し、内容をご審議いただいた上で答申を

いただき、妥当であれば、町指定文化財として指定するよう業務を進める、といった内容となっております。

教育長

他にございませんか。

委員

就任年月日が平成20年からの方が3名おられます。再任といった形で継続されていると思いますが、再任はいつまで許されるものなのですか。

教育子ども部長

島本町では平成19年に附属機関の委員の選任基準というのを定めておりまして、その中で、在職期間の制限については、委員の任命については、原則10年という規定があります。委員就任に当たっては原則がありましたので検討しましたが、現時点でこの方々に代わる方がおられないという判断をいたしました。次回の選任に当たっては、検討していきたいと考えております。

委員

文化財保護に興味のある一般の方が他におられるのに、先に再任を進めてしまって、他の方が入れないといったことはないですか。

生涯学習課長

文化財保護審議会の職務内容に照らしまして、一般の住民の方にご参画いただくというよりは、それぞれの専門分野の学識経験に基づき、諮問に関して専門的見地から指定に値するかどうかをご審議いただく必要がありますので、ご指摘のように、広く住民の方を、ということについては、妥当ではないと考えております。ただ、これまでも地域の有識者として住民の方にご参画いただいておりますが、それをもってご指摘のような内容に叶うようにさせていただきます。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。それでは、第11号報告「平成30年度冬季休業日中における児童生徒の指導について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第11号報告「平成30年度冬期休業中における児童生徒の指導について」ご説明申し上げます。平成30年11月28日付け、島教教第1343号にて、各学校長に対し、冬期休業日中における児童・生徒の指導について、その指導が適切に行われるよう本文書にて通知いたしました。

本町の重点課題について補足説明いたしますと、1点目の「生活アンケート」でございますが、各校において、年数回、児童生徒対象に「生活アンケート」の実施を指導しております。内容といたしましては、学校・学級生活において困っていることや生活実態を把握するためのアンケートとなっております。

2点目における各種通信物での啓発については、各学校からの通信物とともに、島本町小中学校生活指導研究業議会からも、冬休み中の生活指導について保護者啓発の文書が配布されました。

3点目については、学校外での生活時間が増えることにより、携帯電話・スマホによる交友が更に増えることも予想されることから、子どもたちの行動把握について十分留意することを示した項目となっております。とりわけ、メールやラインといった情報共有ツール上のトラブルが増加傾向にあり、府教育庁からは、トラブルの回避、あるいは対処についてのマニュアルも作成提示されていることから、先日開催いたしました「いじめ不登校・虐待対策連絡会」でも、再度、周知・活用の指導を行っているところでございます。

4点目については、自学自習力、とりわけ家庭学習を促すことを盛んに盛り込んだ項目となっております。

最後に、配慮を要する児童生徒へのきめ細やかな指導に留意するようにと、以上の5点にわたって、重点課題を示しました。以上、冬期休業中において、保護者・関係機関との連携、生活指導上の諸問題について未然防止、早期発見、また、適切な初期対応

について指導を行いましたので、報告させていただきます。

教育長
委員

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

冬休みの過ごし方について、幼稚園だと、おたより等に「元気に怪我なく過ごしましょう」というようなことが書かれていますが、小学校や中学校においては、自分で判断できるような年齢になってくるかと思えます。資料の6の教育相談体制の充実の下に書いてあるような、ホットラインや相談機関についての子どもたちへの周知は、冬休みの過ごし方のようなお知らせに記載していただいている、または、どこかで周知をしていただいていると認識していますがよろしいでしょうか。

教育推進課長

教育相談体制の充実、電話相談の窓口につきましては、ポスター等が大阪府から届きますので、各学校の掲示板等で掲示させていただいております。カラー刷りチラシにも相談窓口の電話番号を掲載させていただいて、周知をしているところです。

教育長
委員

他にございませんか。

重点課題の1の「生活アンケート」はいつ実施したものなのかお聞きしたいのと、アンケートから明らかになった島本町の子どもの特徴をお示してください。

教育推進課参事

アンケートについては、各校とも学期に1回実施しております。そこから、傾向として、いじめ等トラブル等を担任教師が発見するということにつながっている、というところです。

教育長
委員

他にございませんか。

確認ですが、生徒保護者の方に配布される配布物もあると思いますが、通知のどの部分が保護者の方に配布されているのでしょうか。最後の重点課題等も、各家庭に配布されるのでしょうか。

教育推進課参事

重点課題の周知につきましては、教職員に対して行うものでございます。これを踏まえまして、生活指導協議会において冬休みの過ごし方という配布物を作成し、各家庭に配布するほか、各学校からのおたよりをこれに準じて配布している次第でございます。

教育長

これはあくまで教育委員会が学校に対して通知をするというもので、この通知を踏まえて、各学校が、児童生徒、保護者への周

知等の対応をするものになります。もう一つ、生活指導協議会が作成する配布物を保護者対象に全家庭に配布していますが、内容的には重複しているところがあります。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。